

## 第三章 律令政治の展開と郷土——奈良・平安時代——

### 第一節 豊前国の誕生

#### 一 筑紫島から九国三島へ

筑紫島四国から 『古事記』 神代卷の「大八島誕生の記述に「…つぎに筑紫島を生みき。この嶋もまた、身筑紫七国へ 一つにて面四つ有り」として筑紫国・豊国・肥国・熊曾国をあげている。九州全体を筑紫嶋と呼び、その中を四つの国に分けているが、これは大化改新以前での九州の地域区分であった。九州という呼び名のもとになる九国がすべて誕生するのは奈良時代になってからであり、その前の段階では七国であった。すなわち先の四国のうち筑紫国・豊国・肥国がそれぞれ前後に分けられて律令政治に向けての新し国割りが行われ、また熊曾国といわれたところから日向国が生まれて「筑紫七国」が成立した。

『続日本紀』の「大宝二年四月の条に「筑紫七国と越後国とをして采女・兵衛を簡点ひて貢せしむ」とあ

り、このとき既に七国が置かれていて国郡制による統治が実現しつつあったことが分かるが、しかしその成立がさかのほっていつの時期であったのかについては意見が分かれている。地方の行政区画である国の成立については、それぞれの国が文献などにいつ初見できるかなどが有力な判断材料となるが、そのことに関連して志方正和氏は国の設置は六年ごとに戸籍を作るその造籍年を考えて行われ、その造籍年の前年に行われたであろうと推定している。戸籍の作成によって民衆を把握し、それに基づいて班田収授を行い、更にそれが税制とも結び付くものであるとすれば、それに先立っての国家による行政区画の策定は当然なされることであろう。

#### 九国の誕生と

#### 豊前国

筑紫七国の初見とそれに近い造籍年をまとめると次のようになっている。

#### (各国の初見)

六九六年(持統十) 肥後国

六九八年(文武二) 筑前国・豊後国・日向国

七〇二年(大宝二) 豊前国

七〇七年(慶雲四) 筑後国

七四〇年(天平十二) 肥前国

#### (造籍年)

六九〇年(持統四)

六九六年(持統十)

七〇二年(大宝二)

七〇八年(和銅元)

七一四年(和銅七)

右によると筑紫七国の中で初見の最も早いのは持統十年(六九六)の肥後国であるが、文武二年(六九八)までには筑紫・豊・肥三国はすべて前後に分割されているので、先の造籍年と関連して考えれば、四国から

七国への分割は持統九年（六九五）かその前の持統三年（六八九）ということになるが、河野房男氏は「筑紫大宰の下限は持統八年の六九四年である。したがって九州七国の成立は六九四年以降になる」として、持統十年（六九六）が造籍年になるので、その前年の持統九年（六九五）を筑紫・豊・肥各国の分置（分割）としている。一方、長洋一氏は「六八九年（持統三）に浄御原令が成立し施行されることになった。ところがこの浄御原令の施行に伴って、九州の筑紫国・火国・豊国はそれぞれ前後の国に分割された。それは浄御原令を施行して律令国家を確立するための措置といわねばならない」としている。このように分割の時期は特定しにくい、おおよその年代は推定できよう。

豊前国の初見は大宝二年（七〇二）であるが、もとは豊後国と合わせて豊国とされていた地域も筑紫・肥国と同様に同じ年に前後に分かれたのである。七国の誕生したあと、大宝元年に日向国から薩摩国を分割し、更に和銅六年（七一三）には再び日向国から四郡を割いて大隅国おおよすみが成立して九国となり、壱岐いぎ・対馬つしま・多織たねの三島を加えて九国三島制ができた。なおこの体制は平安初期の天長元年（八二四）に多織島司が停止されて大隅国に属するまで続いた。

## 二 大宰府と管内諸国

### 大宰府の成立と九州三島の総管

大化以後に中央集権国家の建設が推し進められ、中央・地方の行政機構が整備されていくなかで、九州地方には九国三島が成立したが、特に九州には大宰府が置かれて外交・